

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 2 年 1 2 月 9 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所さけます部門札幌拠点長 黒川 忠英

1. 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 及 び 数 量 自家用電気工作物保安管理業務 一式
- (2) 調 達 仕 様 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 間 自) 令和 3 年 4 月 1 日
至) 令和 8 年 3 月 3 1 日
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。
- (5) 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
なお、共同企業体を結成し入札に参加する場合には、平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」において、共同企業体の代表となる事業者(以下「代表事業者」という。)は「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされており、代表事業者を除く全ての事業者は「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共同企業体を結成し本入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
① 共同企業体の代表事業者を定め、目的等必要な事項を明らかにした共同企業体結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を締結している者であること。
② 共同企業体の全ての事業者は(1)及び(3)の要件を全て満たす者であること。
③ 共同企業体の全ての事業者は、他の共同企業体に参加若しくは単独で本入札に参加しない者であること。
- (5) 入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の共同企業体を構成する者、又は単独で本入札に参加しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

- ① 直接交付
北海道札幌市豊平区中の島2条2丁目4番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所
さけます部門札幌拠点管理チーム
電 話 0 1 1 - 8 2 2 - 2 1 7 6

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
 次の①及び②にいずれにも該当する契約先
 ① 当機構に就いて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職をを経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター「役員、顧問等」に、統一的に役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であると認められる者を指すこと等により影響力を与える総売上高又は取引高によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- ※注1
 ※注2
- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名義、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 ② 当機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
 当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所定の情報をお知らせいただき、ご理解いただき、ご協力をお願いいたします。また、ご不明な点についてはお問い合わせください。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 自家用電気工作物保安管理業務
2. 業務目的 本業務は、水産研究・教育機構水産資源研究所札幌庁舎及び各さけます事業所が設置する自家用電気工作物（以下「電気工作物」という）について、電気事業法、電気事業法施行規則（以下「規則」という）及びその他関係法令等に基づき、安全かつ正常な運用を確保することを目的とする。
3. 業務場所 別紙のとおり
4. 業務期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
5. 業務内容 本業務は、規則、同経済産業省告示第249号（以下「告示」という）及び内規に基づき次のとおり行うこと。
 - (1) 電気工作物の設置場所に電気主任技術者を派遣し、当該設備の点検及び巡視を行うこと。
 - (2) 電気工作物の点検及び巡視は、主として次のとおり実施し、電気事業法の基準に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、当所に対して速やかに通知するとともに必要な措置、指導及び助言を行うこと。
 - ① 月次点検（各施設の実施回数は別紙「点検頻度」による）
 - ② 年次点検（毎年1回）
 - ③ 臨時点検（必要な都度）
 - ④ 不良箇所の改修指導及び助言
 - ⑤ 事故発生時の措置及び必要に応じて行う事故発生後の精密点検
 - ⑥ 工事期間中における点検（毎週1回）
 - ⑦ 経済産業省産業保安監督部が行う検査の立会い
 - ⑧ 業務の対象外である点検及び測定試験を当所が行う場合の指導及び助言
 - (3) 点検、巡視又は修理を実施したときは、その結果を書面により当所に報告すること。
 - (4) 当所が電気工作物の設置又は変更等の工事を実施する場合は、設計の審査、工事の監督及び竣工検査の立会いを行い、必要な指導又は助言を行うこと。
 - (5) 電気工作物の事故等が発生した場合には、当所と協力して応急措置をとるとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止についてとるべき措置を指導又は助言を行うものとし、さらに必要に応じて精密点検を行うこと。

- (6) 電気工作物の維持、運用及び工事等に関して積極的に指導及び助言を行うこと。また、当所より請求があった場合には保安のための教育訓練等に協力すること。
- (7) 緊急時の対応は24時間対応可能となるよう体制を整備し、原則2時間以内に現場へ到達し対応すること。
- (8) 絶縁監視装置（自動通報方式）の設置条件を満たしている100kVAを越える電気工作物（別紙「絶縁監視装置」による）については、受託者の責任において業務開始までに設置し、告示第4条第8号に基づきこれを維持管理すること。また、設置、撤去及び保守に要する費用については受託者の負担とすること。
- (9) 契約締結後、速やかに規則52条の2第2号の要件を証明する書面を提出すること。
- (10) 北海道産業保安監督部への申請及び届出等、必要な書面の作成及び手続きを行うこと。

6. その他

- (1) 上記のほか、当所が定める保安規程に従い業務を行うものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、施設等に損傷を与えないよう細心の注意を払い、作業すること。
- (3) 詳細については担当者の指示に従うこと。

